

多重債務問題をめぐる現状について (関連指標)

- 5件以上無担保無保証借入の残高がある人数及び貸金業利用者の一人当たり残高金額
- 市区町村の多重債務相談窓口設置状況
- 地方自治体の多重債務相談窓口における相談件数の推移
- 「多重債務」に関する消費生活相談の概況
- 多重債務が原因とみられる自殺者数

(参考)

- ・ 自殺総合対策大綱(見直し後の全体像)
- ・ 「地域自殺対策緊急強化基金」の概要
- ・ 平成25年度自殺対策検証評価会議報告書
- ・ 自殺対策連絡協議会の委員の所属機関

5件以上無担保無保証借入の残高がある人数及び貸金業利用者の一人当たり残高金額

	19年 3月末	20年 3月末	21年 3月末	22年 3月末	23年 3月末	24年 3月末	25年 3月末	25年 11月末
5件以上無担保無保証借入の残高がある人数【万人】	171	118	73	84	70	44	29	19
(参考) 3件以上無担保無保証借入の残高がある人数【万人】	443	378	319	374	331	257	211	168
1人当たり残高金額【万円】	116.9	106.6	95.7	79.7	67.1	59.0	54.8	52.7

(出典)株日本信用情報機構

(注) 平成21年3月末までは全国信用情報センター連合会(現株日本信用情報機構)の情報。平成22年3月末以降は株日本信用情報機構の情報並びに同社と合併した株テラネット及び株シーシービーの情報に基づくもの。

市区町村の多重債務相談窓口設置状況

	20年 3月	21年 3月	22年 3月	22年 9月	23年 3月	23年 9月	24年 9月
多重債務相談窓口 が設置されている 市区町村数 【市区町村】	1,515	1,619	1,626	1,627	1,625	1,653	1,660
多重債務相談窓口 が設置されている 市区町村の割合 [%]	84	90	91	92	93	95	96

(出典)金融庁・消費者庁・総務省「地方自治体における多重債務相談状況アンケート調査」

(注)平成23年3月現在及び9月現在の調査対象市区町村数は、全市区町村のうち震災の影響により調査を実施しなかった福島県内の9市町村を除いた数(23年3月:1,743市区町村、同年9月:1,738市区町村)。

地方自治体の多重債務相談窓口における相談件数の推移

(地方自治体における多重債務相談状況調査結果より)

都道府県・市区町村における相談状況の特色

(1) 相談件数の合計

・都道府県・市区町村とも減少傾向にある。ただし、その減少割合については、都道府県受付分に比べ、市区町村受付分は相当程度小さい。

(2) 対面・電話別の相談件数

・都道府県においては、電話による相談が、一貫して対面による相談の2倍以上の件数となっている。

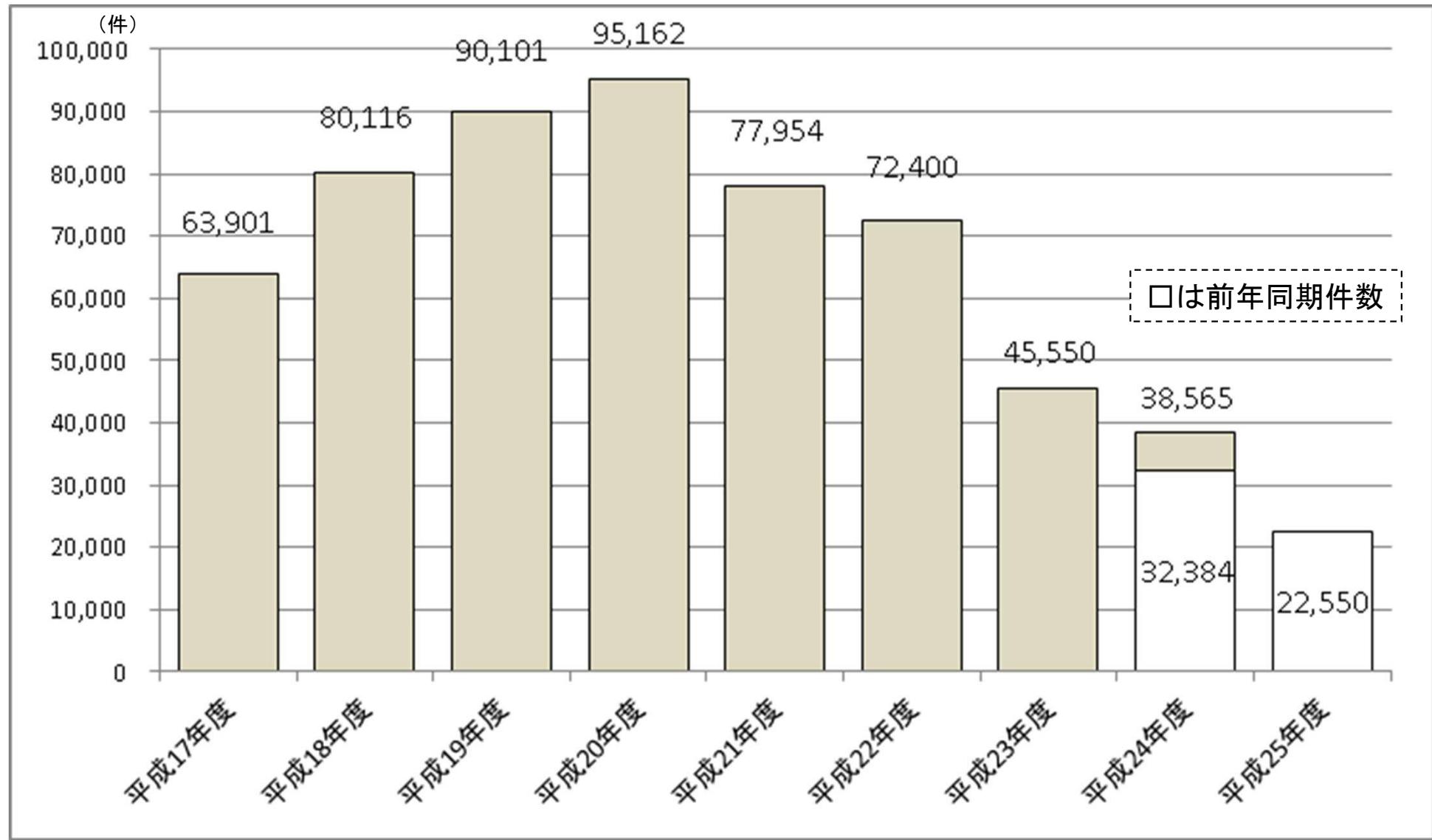
・これに対し、市区町村においては、対面による相談が常に電話による相談を上回るとともに、その減少割合も電話による相談と比べ緩やかである。

		平成20年度 4月～9月	平成20年度 10月～3月	平成21年度 4月～9月	平成21年度 10月～3月	平成22年度 4月～9月	平成22年度 10月～3月	平成23年度 4月～9月	平成23年度 10月～3月	平成24年度 4月～9月	平成20年度 4月～9月比
都道府県		24,871	24,989	19,393	16,504	15,504	15,146	9,920	8,937	7,630	(▲69.0%)
うち対面	うち対面	7,678	7,947	6,221	5,064	4,327	4,202	2,813	2,533	2,103	(▲72.6%)
	うち電話	17,193	17,042	13,172	11,440	11,177	10,944	7,107	6,404	5,527	(▲67.9%)
市区町村		42,846	43,245	39,354	36,599	36,316	35,554	23,885	21,121	20,286	(▲52.7%)
うち対面	うち対面	22,908	23,825	22,595	20,794	21,818	19,896	14,306	12,557	11,977	(▲47.7%)
	うち電話	19,938	19,420	16,759	15,805	14,498	15,658	9,579	8,564	8,309	(▲58.3%)

「多重債務」に関する消費生活相談の概況

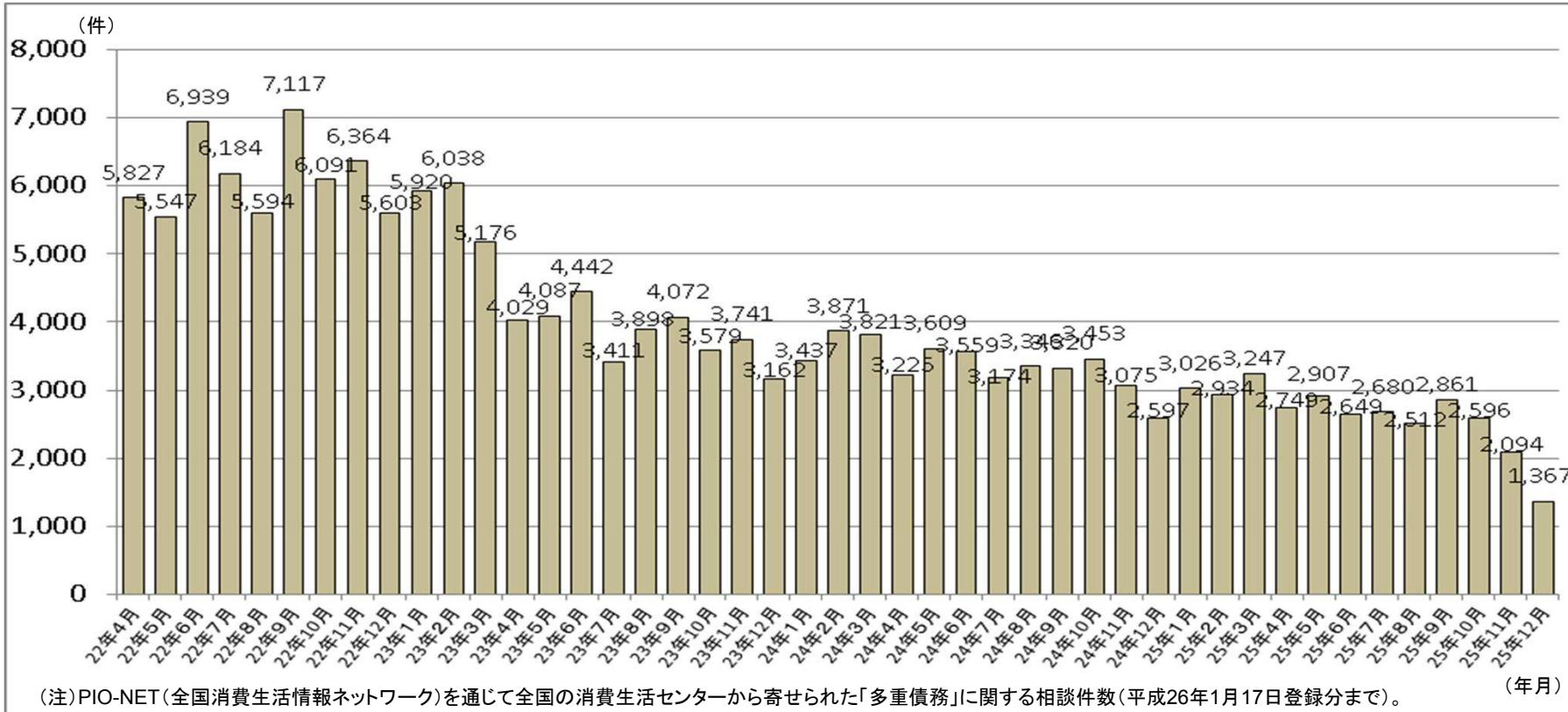
平成26年1月
消費者庁

1-1. 相談件数(受付年度別推移)



(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センターから寄せられた「多重債務」に関する相談件数(平成26年1月17日登録分まで)。

1－2. 相談件数(受付月別推移)



2. 相談事例

- ・カードローンの残債を銀行で一括借り換えたが、給料が減り、住宅ローンもあり返済が苦しい。債務整理について知りたい。
- ・銀行への返済が遅れたことで債権回収業者から一括請求の通知が届いた。分割での返済を頼んだが、認められなかった。
- 他にも銀行や信販会社からの借り入れがあり、今後の返済が心配だ。どうしたらよいか。
- ・携帯電話に「サラ金で借金し困っていないか」と電話があった。現在サラ金3社で借金していることを話したら、サラ金の過払金請求を代行すると言われ、資料が送付された。書類を返送するべきか迷っている。
- ・消費者金融と住宅ローンの返済が滞るようになった。相手から支払いの催促があるが、どのように対応したらよいだろうか。
- ・5年前から借りていたサラ金2社の債務を今年完済した。過払い金の返還請求をしたい。合わせて返済中の2社の債務整理をしたい。
- ・震災で失業したため、サラ金への支払いができない。サラ金には連絡をしないまま放置しているが今後が不安。どうしたらよいか。

多重債務が原因とみられる自殺者数

	19年	20年	21年	22年	23年	24年	(人) 〔19年比〕
全自殺者数	33,903	32,249	32,845	31,690	30,651	27,858	(▲17.8%)
多重債務が原因と みられる自殺者数	1,973	1,733	1,630	1,306	998	839	(▲57.5%)

(出典)警察庁統計

自殺総合対策大綱(見直し後の全体像) ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

(参考)

(第1) はじめに

<誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す>

国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が緊密な連携を図りつつ、国を挙げて自殺対策に取り組み、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すものとする。

自殺総合対策の現状と課題：地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換

地域の実情に応じて、対策の有効性や効率性、優先順位などを検討し、国民一人ひとりに身近な地域において、それぞれの実情に応じたきめ細かな対策を講ずることが必要。

自殺総合対策における基本認識： <自殺は、その多くが追い込まれた末の死> <自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題> <自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い>

(第2) 自殺総合対策の基本的考え方

1. 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む
2. 国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む
3. 段階ごと、対象ごとの対策を効果的に組み合わせる
4. 関係者の連携による包括的な生きる支援を強化する
5. 自殺の実態に即した施策を推進する
6. 施策の検証・評価を行いながら、中長期的視点に立って、継続的に進める
7. 政策対象となる集団毎の実態を踏まえた対策を推進する
8. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

(第3) 当面の重点施策

1. 自殺の実態を明らかにする
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
4. 心の健康づくりを進める
5. 適切な精神科医療を受けられるようにする
6. 社会的な取組で自殺を防ぐ
7. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
8. 遺された人への支援を充実する
9. 民間団体との連携を強化する

(第4) 自殺対策の数値目標

○平成28年までに、自殺死亡率を17年と比べて20%以上減少させることを目標とする。

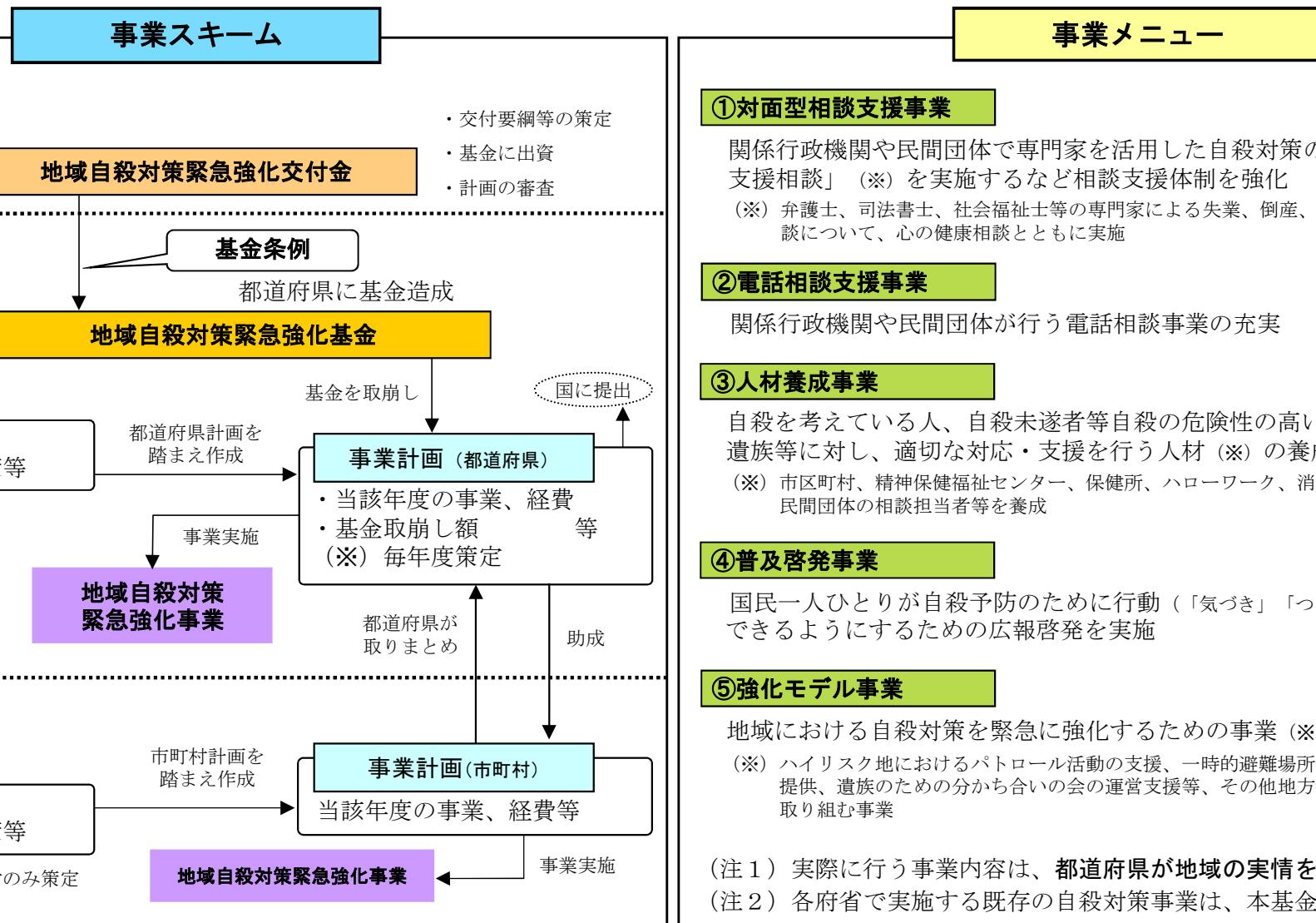
(第5) 推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における連携・協力の確保
- 施策の評価及び管理
- 大綱の見直し
(おおむね5年を目途に見直し)

「地域自殺対策緊急強化基金」の概要

事業の概要

- 麻生内閣時、都道府県に当面の3年間の対策に係る「地域自殺対策緊急強化基金」(※)を造成。相談体制整備及び人材養成等を緊急に実施
 - 地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体の対策や民間団体の活動等の支援により、「地域における自殺対策力」を強化
 - 国は事業メニューを提示し、都道府県が地域の実情を踏まえて実施事業を選択するメニュー方式
- (※) 予算額(平成21年度補正予算)：100億円、補助率：10／10(地方負担なし)、時期：21年度から23年度までの3年間で実施
(平成23年度3次補正予算において、37億円積み増し。平成24年度1次補正予算において、30.2億円積み増し・25年度まで実施期限を延長。
平成25年度1次補正予算案において、16.3億円積み増し・26年度まで実施期限を延長。)



平成25年度自殺対策検証評価会議報告書

～地域自殺対策緊急強化基金・緊急強化事業～

平成25年11月
自殺対策検証評価会議

1. 地域自殺対策緊急強化基金及び地域自殺対策緊急強化事業の概要

(1) 地域自殺対策緊急強化基金設置の経緯

平成10年以降、年間の自殺者数が3万人を超える地域における自殺対策の強化が喫緊の課題となっていたことを踏まえ、平成21年度補正予算で「地域自殺対策緊急強化基金」を造成（当初3年間、現在は延長により25年度末まで実施）

(2) 地域自殺対策緊急強化事業の概要

「対面型相談支援事業」、「電話相談支援事業」、「人材養成事業」、「普及啓発事業」及び「強化モデル事業」の5つのメニューの中から、地域の実情を踏まえて選択し実施

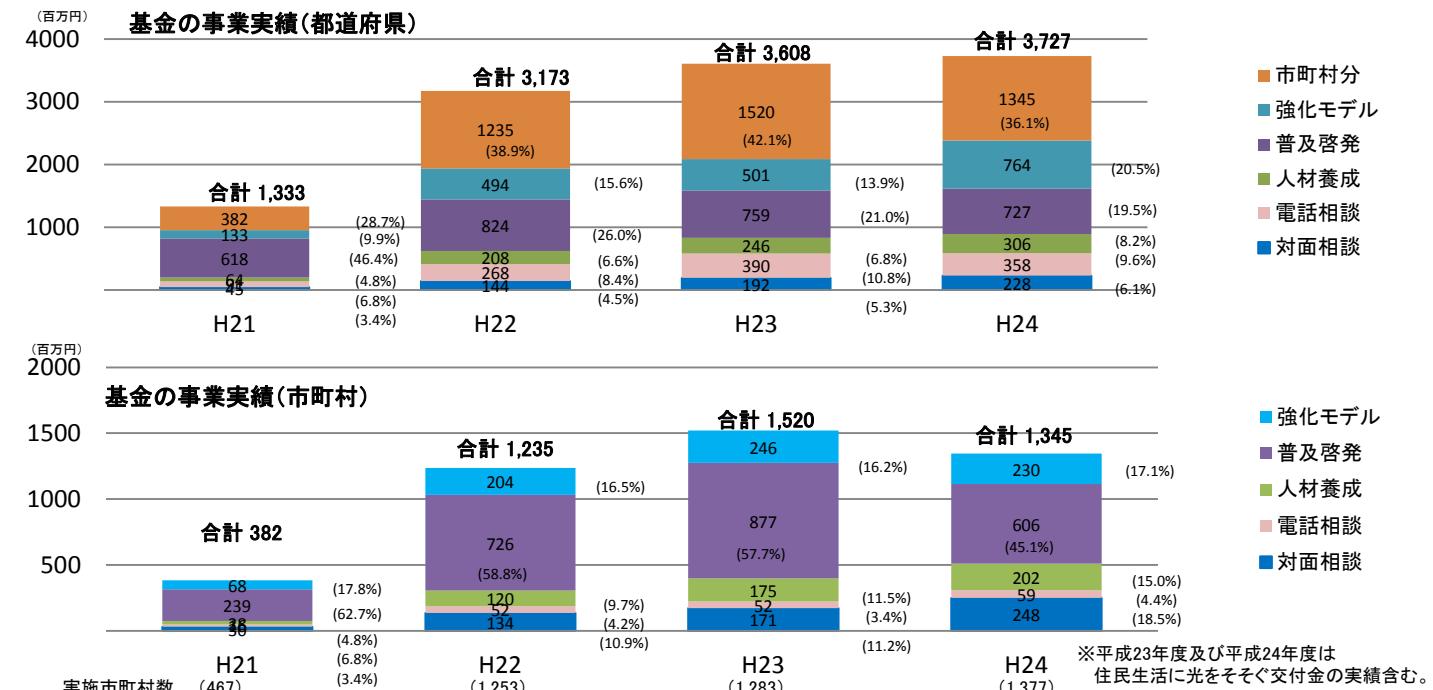
(3) 評価プロセス

基金の政策効果を客観的に把握するため、平成24年度事業内容を中心に様々な角度から検証を実施

2. 実施状況

(1) 基金の実施状況

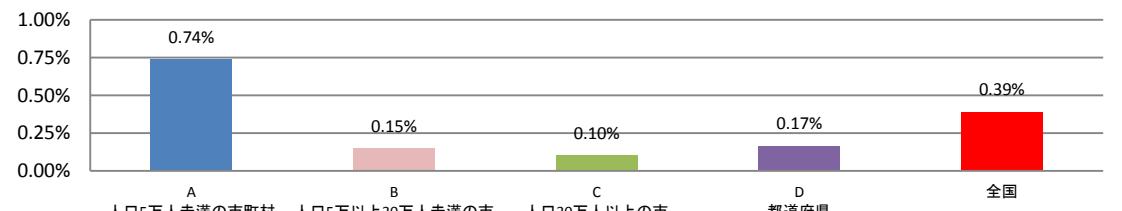
普及啓発事業の割合は平成23年から低下している一方、人材養成事業、対面相談事業等の割合は上昇傾向



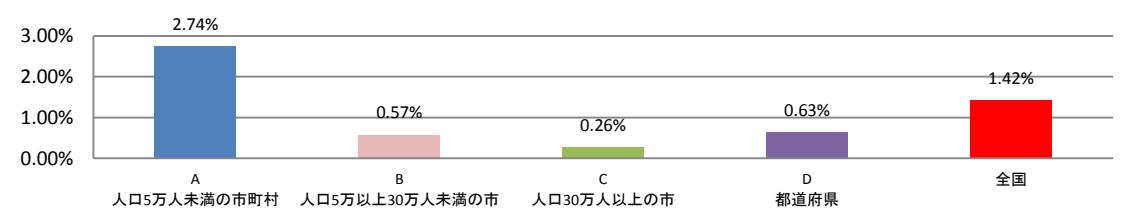
(2) 緊急強化事業類型別の実施状況

対面相談支援事業、人材養成事業及び普及啓発事業（イベント、シンポジウム等）で、人口規模が小さい区分ほど、人口に対するカバー率でみて効果的

対面相談支援事業における相談者数の人口に対比する比率



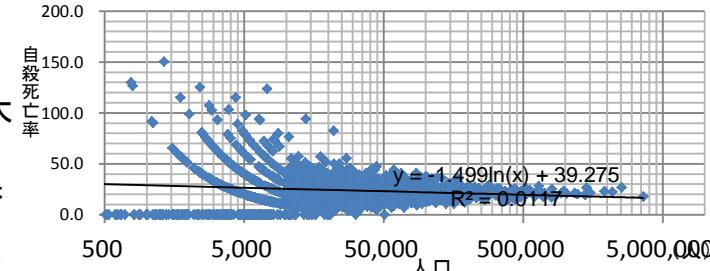
普及啓発事業（イベント、シンポジウム等）における参加者数の人口に対比する比率



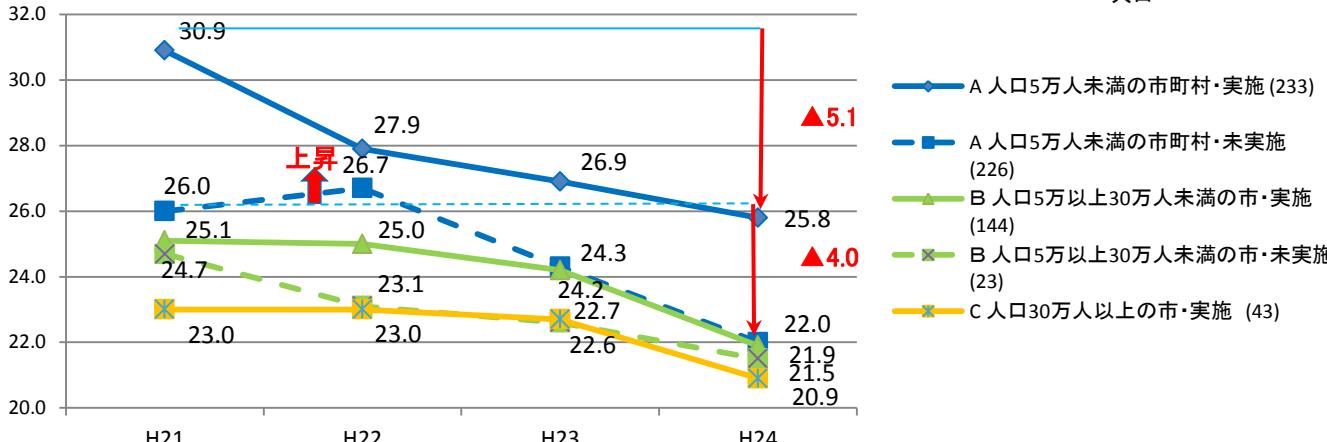
(3) 緊急強化事業の実施状況と自殺死亡率の変化

- 人口が少ない市町村ほど、自殺死亡率が高い傾向
- 市町村割合で67.9%を占める「人口5万人未満の市町村」において、継続的な事業実施による低下幅の拡大と未実施による自殺死亡率上昇のリスク
- 事業の継続的な実施が自殺者数の抑制・低下に効果

平成24年 市町村人口規模-自殺死亡率分布



緊急強化事業の継続的実施による自殺死亡率の推移



3. 基金及び緊急強化事業の定量分析

(1) アウトカム

・健康原因の自殺死亡率の低下と緊急強化事業実施の相関が有意に認められ、事業が健康原因の自殺死亡率の低下に一定の効果があることを示唆

(2) アウトプット

・人口規模が大きな都道府県では対面相談支援事業及び電話相談支援事業に、人口規模が小さい都道府県では人材育成事業及び普及啓発事業に、事業費が多く配分
・実施した市町村は、実施しなかった市町村と比べ、自殺対策の実施体制や取組を行っている割合が有意に高く、基金により市町村での自殺対策の実施体制及び取組状況が進展したことを示唆

4. 地方公共団体へのヒアリング調査

- 普及啓発事業は自殺対策事業の開始に際しては効果的であるが、その後はより直接的な支援である事業へのシフトが必要
- 事業の特性及び効率性から、都道府県単位と市町村単位で行う事業の役割分担の整理が必要
- 自殺対策事業のほとんどが基金を活用して実施していることから、全ての地域の底上げ的な支援が必要
- 実行性のある継続的な自殺対策を実施するには、仮に都道府県に負担割合が生じることになったとしても、単年度ではなく継続的な財源の担保が必要

5. まとめと緊急強化事業の今後の方向性

(自殺者数の抑制と地域の自殺対策力強化に一定の事業効果)

- 地方自治体の負担も含む時限的でない財源による事業の実施

- 都道府県内での事業の役割分担を整理

- 普及啓発事業から他の直接的な事業（相談支援事業等）へのシフト

- PDCAサイクル等による検証・評価の充実

	2-3.【自殺対策連絡協議会の委員の所属機関】選出の有無																	
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	(o)	(p)	(q)	(r)
都道府県・市 貴自治体	貴自治体内の市町村 精神科医療機関	精神科医療機関以外の 保健所	精神保健福祉社 センターハローカー	労働基準監督署またはハローカー	教育委員会・学校等	大学・研究機関	警察	商工関係（商工会議所等）	司法支援センター	農林水産関係団体	報道機関	活動的目的に自殺対策を明記する機関・体団	多重債務に關係する機関・体団	よがり実質的で、組織的な自殺者支援の目的で、自殺対策の実施を明確に記載する機関・体団にいの	(p)以外で、自殺対策の実施を明確に記載する機関・体団にいの	その他		
北海道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
青森県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岩手県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
宮城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
秋田県		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山形県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
茨城県		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
栃木県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
新潟県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
富山県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
石川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福井県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山梨県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
長野県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
静岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
三重県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
京都府		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	○	○	○	○														
和歌山県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
島根県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岡山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
広島県	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山口県	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
徳島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
香川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
佐賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大分県	○	○	○	○														
宮崎県		○	○														○	
鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
札幌市																		
仙台市		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
さいたま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉市																		
横浜市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
川崎市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
相模原市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
新潟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
静岡市	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
浜松市		○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
名古屋市		○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
京都市	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪市			○	○				○								○	○	
堺市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
神戸市		○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岡山市	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
広島市		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
北九州市	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡市	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
全国	45	41	60	51	39	42	53	54	60	56	28	52	8	34	62	53	38	49
%	70.3	64.1	93.8	79.7	60.9	65.6	82.8	84.4	93.8	87.5	43.8	81.3	12.5	53.1	96.9	82.8	59.4	76.6

出典：都道府県・政令指定都市における自殺対策および自死遺族支援の取組状況に関する調査報告書（平成23年度）

（独）国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 自殺予防総合対策センター